

～消費税率の引き上げに伴う下水道使用料の改定について～

令和元年10月1日より施行された消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、下水道使用料に含まれている消費税相当額を、8パーセントから10パーセントへ改定いたします。

改定後の下水道使用料は、令和元年12月分から適用となります。

なお、今回の改定は消費税率の変更に伴うもののみとなっております。

今後とも、東久留米市下水道事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

下水道使用料表

(消費税抜き)

汚水の種類	排出量 (2ヶ月)	使用料 (単位:円)
一般汚水	0 ~ 20m ³	1,380
	21 ~ 40m ³	1m ³ につき 125
	41 ~ 100m ³	1m ³ につき 162
	101 ~ 200m ³	1m ³ につき 210
	201 ~ 400m ³	1m ³ につき 241
	401 ~ 1,000m ³	1m ³ につき 290
	1,001 ~ 2,000m ³	1m ³ につき 324
	2,000m ³ 以上	1m ³ につき 363

～～ 【計算例】 2ヶ月で50m³使用した場合 ～～

●一般世帯の方

一般世帯	基本料 (~20m ³)	1,380円
	21m ³ ~40m ³	125円 × 20m ³ = 2,500円
	41m ³ ~50m ³	162円 × 10m ³ = 1,620円
	小計	5,500円
	消費税(10%)	550円
	請求額	6,050円

●減免対象世帯の方

対象：生活扶助受給世帯 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯
中国残留邦人支援給付受給世帯
東日本大震災避難者世帯(減免措置期間あり)
遺族基礎年金受給世帯 老齢福祉年金受給世帯

減免世帯	一般世帯の請求額		6,050円
	減免分(消費税込)	基本料	-1,518円
	請求額		4,532円

※平成25年4月より、全額免除から「基本料相当額を免除」に変更となりました。